公　　告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和８年 10 月 14 日

愛媛県公営企業管理者　東野　政隆

１　入札に付する事項

（１）件名

絶縁テスターセットの購入

（２）購入物品名及び数量

絶縁テスターセット　１式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

（３）購入物品の内容等

入札説明書等による。

（４）納入期限

令和９年３月 31 日（水）

（５）納入場所

愛媛県松山市春日町 83 番地

愛媛県立中央病院

（６）入札方法

この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、消費税及び地方消費税の課税部分となる金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）と消費税及び地方消費税の非課税取引となる金額の合計をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち消費税及び地方消費税の課税部分となる金額の 110 分の 100 に相当する金額と消費税及び地方消費税の非課税取引となる金額の合計額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和８年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

（３）愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っている者であること。

（４）公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。

（５）法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

３　入札書の提出方法等

（１）提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

（２）契約条項及び入札説明書の掲載場所

愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/39222.html

（３）入札書のほかに提出する書類の受領期限

10月21日（水）午後５時00分まで

（４）入札書の受領期限

10月28日（水）から10月29日（木）までの電子入札システム稼動時間中(午前９時00分から午後８時00分まで(ただし、10月29日は午後１時29分まで))。

（５）開札の日時及び場所

令和８年10月29日（木）午後１時30分

愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第一別館５階）

（６）問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790－8570　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２
電話番号　（089）912－1000　内線 4620
又は（089）912－2794

４　その他

（１）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和 46 年愛媛県公営企業管理規程第９号）第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

（３）入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す「入札書のほかに提出する書類」を、10 月 21 日（水）午後５時 00 分までに３（１）に掲げる方法により提出し、審査の結果、適当と認められなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（４）入札の無効

２に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

（５）契約書作成の要否

要

（６）落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

（７）その他

詳細は入札説明書による。